

令和6年5月28日

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪市

### 建設現場一斉閉所の取組拡大について

令和6年4月からの「時間外労働の上限規制」の建設業への適用を受け、公共工事における週休2日の実現を更に推進するため、近畿地方整備局管内の公共工事において、令和6年6月から一斉閉所の取組を従前の毎月第2土曜日に加え、第4土曜日にも拡大しますので、次のとおりお知らせします。

#### 記

1 実施日

毎月第2・第4土曜日

2 対象工事

すべての工事

※ ただし、災害復旧工事、維持工事及び小規模工事等において、工期や現場条件等で制約のある場合は閉所できなくても問題ありません。

3 参考

[国土交通省・近畿地方整備局 建設現場一斉閉所の取組拡大](#)

担当：契約管財局 契約部 制度課	【電話：06-6484-7062】
建設局 企画部 工務課（工事監理担当）	【電話：06-6615-6664】
大阪港湾局 計画整備部 工務課	【電話：06-6615-7806】
水道局 工務部 土木施設課（技術監理担当）	【電話：06-6616-5530】
都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ）	【電話：06-6208-9325】
環境局 総務部 施設管理課	【電話：06-6630-3372】

## 建設現場一斉閉所の取組に関するQ A

### (対象工事について)

Q 1 : 受注者希望方式の工事において、週休2日の実施の意向がない場合、取組の対象になるでしょうか？

A 1 : 近畿地方整備局管内の公共工事について実施する取組であり、週休2日の対象工事、対象外工事を問わず、すべての工事が取組の対象になります。ただし、工期や現場条件等で制約のある場合は閉所できなくても問題ありません。

Q 2 : 災害復旧工事、維持工事、小規模工事は取組の対象になるでしょうか？

A 2 : 近畿地方整備局管内の公共工事について実施する取組であり、工事種別を問わず、すべての工事が取組の対象になります。ただし、工期や現場条件等で制約のある場合は閉所できなくても問題ありません。

### (閉所できない場合のペナルティについて)

Q 3 : 建設現場一斉閉所日に閉所できない場合、ペナルティはありますか？

A 3 : 建設現場一斉閉所日に閉所できなくてもペナルティはありません。  
労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取組へのご協力をお願いします。

### (その他)

Q 4 : 建設現場一斉閉所の実施を事由とする工期変更や施工時間等の設計変更はできますか？

A 4 : 建設現場一斉閉所の実施を事由とする工期変更や施工時間等の設計変更はできません。